平成２９年（フ）第３５５号
札幌市豊平区美園２条１丁目１番24―202号
債務者　藤村　香奈（旧姓韮澤）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６５号
北海道帯広市白樺16条東８丁目25番地　クローバーズマンションベルツリー102
債務者　安田　松典
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
北海道帯広市西５条南19丁目３番地２　高田コーポ103
債務者　坂本美千代（旧姓藤家）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
北海道河東郡音更町共栄台東12丁目５番地７
債務者　佐藤いづみ
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
北海道帯広市西17条北２丁目14番７号
債務者　亀田真由美
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
盛岡市小鳥沢２丁目28番16号
債務者　戸澤　義男
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３５１号
盛岡市小鳥沢２丁目28番16号
債務者　戸澤　絹子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３号
盛岡市南大通１丁目10番28―206号、旧住所盛岡市三ツ割字上岩清水20番地４　レオパレスいわしみず101号
債務者　木村　泰成
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３４号
岩手県滝沢市湯舟沢222番地317
債務者　中村　玲子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３７号
岩手県八幡平市大更第18地割88番地206　コーポ松川１号棟３号、旧住所岩手県北上市本通り２丁目４番43号　ラポール本通り２―204号
債務者　斎藤　豊幸
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４２号
盛岡市下ノ橋町２番25号、旧住所盛岡市西見前15地割５番地１　レオパレスクレール201号
債務者　追川　清志
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７７１号
宮城県亘理郡亘理町字下茨田201番地　県営住宅311
債務者　高橋　宣夫
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
埼玉県戸田市下戸田１丁目15番１―405号
債務者　中田　裕子（旧姓高塚）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５号
埼玉県桶川市北２丁目12番５号　サンシティＩＴＯ　Ｄ―202号
債務者　山川　達治
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９９号
さいたま市緑区太田窪３丁目10番７―204号、旧住所東京都杉並区大宮１丁目22番14号　コーポ祢祀志
債務者　川村　　登
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５０号
埼玉県春日部市中央７丁目７番地14
債務者　森川　　司
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７５１号
埼玉県春日部市中央７丁目７番地14
債務者　森川　京子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係